

EU 支部長: 松原真実子 MATSUBARA Mamiko 国際文化研究専攻修士 修士論文『異文化間コミュニケーションの研究—フィードバック作用—』

この号の内容

- 1 イタリアの社会的協働組合障がい者雇用の促進
- 2 EU 支部だより

- ・障害者職業総合センター
- ・A 型と B 型

イタリアの社会的協働組合障がい者雇用の促進

参考資料: 2020 年第 5 回世界の職業リハビリテーション研究会

イタリアにおける障害者雇用の促進に関する研究が、障害者職業総合センターの研究部門で行われた。この研究では、イタリアの法律や制度、具体的な取り組みが詳細に探究された。1968 年の法律 482 号から始まり、障害者の雇用促進を目指した法律が続々と制定されてきた。特に 1991 年の社会的協働組合法の制定は、社会福祉や教育サービスに携わる組織や社会的弱者の雇用創出に着目し、優遇措置を講じる制度として注目された。1971 年からのトリエステの精神保健センターの取り組みや、バザーリア法の施行によって精神病院の廃止が進められ、社会的組織の創造が始まった。これらの取り組みは、障害者の就労機会を広げ、社会的統合を促進する効果があった。

さらに、イタリアでは社会的協働組合の普及が進んでおり、A 型と B 型の 2 つの形態が存在する。A 型は公的な福祉サービスを提供し、B 型は不利な立場の人々の雇用創出を目指す。特に B 型では、障害者などの「不利な立場の人々」が就労者全体の 30% 以上を占めることが義務付けられている。このような社会的協働組合は、企業でありながら協働組合の原則に基づいて運営され、メンバーの満足度が高く、経済不況にも耐えるレジリエンスを示している。

研究ではさらに、刑務所内での社会的協働組合の活動や、地域産業との関係強化などの取り組みも紹介された。これらの施策は、障害者雇用だけでなく、刑務所受刑者や地域経済にもポジティブな影響を与えている。イタリアの社会的協働組合の普及や活動内容を通じて、障害者雇用促進の取り組みが多角的に展開され、その成果が実証されていることが示された。

EU 支部だより -障がい者雇用-

イタリアと日本の障害者雇用に関する状況を比較すると、両国間には違いが見られます。イタリアでは、社会的協働組合を通じて積極的に障害者の雇用が推進されています。この取り組みは、社会的責任を果たす企業や地域社会に対する支援を通じて、障害者の就業機会を増やすことを目指しています。一方で、日本では障害者の雇用率は依然として低い傾向にあります。この違いの一因は、両国の雇用政策や社会制度の違いにあると言えます。

イタリアでは、法的義務や税制優遇だけでなく、社会的協働組合や刑務所内での雇用など、様々な取り組みが行われています。これにより、障害者の雇用機会が増加し、彼らが社会に参加する機会が提供されています。一方で、日本では法的義務が重視される傾向がありますが、イタリアのような社会的協働組合や刑務所内での取り組みはあまり見られません。日本の雇用政策は、企業への規制や助成金の提供が主であり、社会的な取り組みとしては、今後さらに進展していくことでしょう。

例えば、障害者雇用を奨励する税制優遇措置の拡充や、企業に対する啓発活動の強化が考えられます。また、障害者のスキルや能力を活かした仕事への就労支援や、職場環境のバリアフリー化も重要です。これらの取り組みにより、日本は障害者雇用の促進という重要な社会課題に対処し、より包括的な社会を築いていくことで、障がい者も含めた国民全体の就労環境改善、就労支援拡充へと繋がっていくものと考えます。(松原)



- ・就労機会を増やす
- ・社会的協働組合
- ・包括的な社会